



一、当村の御陵のことは、享保年間（一七一六～一七三六）にお改めがあり、高札が立てられました。このたび、京都東奉行所から来たる四月二十四日に、村役人をお召しになられ、右の御陵のお改めがあり、古い高札を提出し、新しい高札を頂戴いたしました。この高札は粗末にできないもので、立て替えることをお願いして、ご許可いただきましたので、村方で高札を仕立て立て替えることとします。右の頂戴した高札は今の庄屋で大切に預かり置くこととします。このことを念のためにこの箱の蓋に記し置くこととします。以上。

文化四年（一八〇七）四月二十四日

畝傍村

庄屋

卯四月廿四日

年寄

弥七

同じく

清六